

# かていやく

昭和41年8月27日発行

題字・藤井得三郎氏

## 品質管理こそ メーカーを伸ばす

都立衛生研究所  
医薬品部長  
湯本芳雄

最近、「やせ薬」として売られていた甲状腺製剤の副作用が問題になって、甲状腺末やヨードカゼイン等を含む製剤はすべて医師の指示によらなければ売れないという厳しい規制が加えられるに至った。

われわれのところでも、市販されているこの種医薬品の品質試験を行なったが、この中に主薬の量が著しく不足するものがあった。事情をきくため、そのメーカーにおいてを願ったところ「ああ、あれですか、あれは連用すると下痢が止らないとかいろいろな苦情の手紙が来たのでわざわざ半量に減らしたんです」といとも平然とおっしゃる。そこでいろいろと質問してみるとこのメーカーさん全くでたらめをやっていらつしやる。品質管理など全くやっていないし、原料の甲状腺末もヨードカゼイ

ンもすべて試験せず、品質の保証なしに使っていることが判った。そのくらいであるからできた製品のチェックも勿論やっていない。ただ単に「原料を買って、混ぜて、錠剤にして包装して販売する」ことを永年に涉ってくり返し、使用者から副作用の文句がでると厚生大臣の承認なしに勝手に処方内容を変更してゴマカして営業していた訳である。品質管理のための技術者もいなければ、試験に必要な機械器具もなく、名目上の管理薬剤師を置いているだけである。これが厚生大臣から正式に許可された製業者なのかと情なくなってしまう。すべて錠剤でも粉末でも品質試験は必要な製造工程の一部門であって、これが済まぬうちは完全な製品ということではできないのである。

困ったことには、この程度の業者はかなりの数に上っている。どんな製品を作っているかという、つぎにあげる実例によっておよその実態を知ることができると思う。

(1) ビタミンB<sub>1</sub>入りブドウ糖注射液  
ブドウ糖だけの注射液は、すべて国家検定が必要なので、ブドウ糖に少量のビタミンB<sub>1</sub>を加えて検定を受けないで済むものがかかり出廻って

いる。あるメーカーのビタミンB<sub>1</sub>入りブドウ糖注を試験したところ、B<sub>1</sub>は全く検出されない。メーカーは「絶対にそんな筈はない、原料はすべて自分自身で買入れて自分で作ったのだから間違う筈はない。」と強く主張してまげない。「おまえの側の試験が間違っているのだ」と言わんばかりである。経験から、これは何か技術上の誤りがあるなと感じたので、原料を蒸溜水に溶解してアンブルにつめ、滅菌するまでの操作をくわしく説明していただくことにした。

真面目な顔つきで製法の講義が始まったが、説明半ばで筆者は思わず吹き出しそうになるのを辛うじてこらえることができた。この人は確かにビタミンB<sub>1</sub>を加えたのだが、ごていねいにも途中でわざわざ抜き取ってしまったのだからわれわれの試験で含量ゼロとなってしまう訳である。

日本薬局方に適合するブドウ糖でも、濃く溶かすと、通例、淡褐色を呈し、濁っているものである。これでは注射液にならないから、活性炭を使って脱色し、無色透明の製品とするのが常である。ここまで話せば既にお判りと思うが、ビタミンB<sub>1</sub>塩

酸塩溶液は弱酸性を呈しているところへ活性炭を加えたのだからB<sub>1</sub>は全部これに吸着されてしまう。活性炭をろ過して除けばB<sub>1</sub>が残っていないのは当り前の話である。

しかし、ご当人は大真面目で実際に加えたのにゼロとは何事かと頭から湯気を立てる結果となったのである。

## (2) 不純物を溶出する活性炭

前の例のように、着色や濁りを取るのに上手に使えば活性炭はまことに便利なもので、注射薬製造には欠くことのできないものであるが、活性炭の品質が悪いと困ったことになる。ある注射薬を試験したとき、カルシウム、硫酸、クロール、重金属等多数の不純物を検出したので原因を調べたところ、粗悪な活性炭から溶け出したものであることが確実となった。このメーカーは「驚きましたなあ、以後原料は必ず試験して使います」と約束して帰って行った。

## (3) 含量不足の製剤

錠剤や粉剤、カプセル剤等で、主薬を規格どおり加えたのに、含量不足と判定される場合が往々にしてある。

この場合は決してメーカーの悪意ではないが、試験しても主薬が一〇

〇%は検出されないのである。その原因としてデンプンがあげられる。

その一つはデンプン中に含まれる雑菌が繁殖して主薬を変質させてしまおうと考えられる場合であり、もう一つは乾燥するとき過熱してデンプンが糊化し、そのとき包み込んだ主薬と共にカチカチに固まり、どうしても溶剤で抽出されなくなる場合である。

これなど品質管理さえしていれば直ちに発見される筈である。

## (4) 出荷前に既に効かなくなっているジアスターゼ製剤

筆者はかつて日本薬局方のジアスターゼは効かないと考えて、各種の製剤を試験して報告したが、そのとき都内のこの種製剤を作っている工場をすべて調査して廻ったことがある。結論として工場から出るとき既に糖化力を全く失っている製剤がかなりあることを知った。この当時顆粒を乾燥する熱源として電気コンロ市ガス、練炭等が使われていたが、顆粒を作るとき水を使っているの

で、水分を含んだジアスターゼ顆粒を乾燥棚に入れて下から加熱するため、下段は過熱されて酵素は忽ち壊れる。上段でも熱と水分でいいかげん壊されているのに更に上下入れ替

えるから完全に酵素はなくなってしまうことになる。練炭を使うと亜硫酸ガスの悪作用が追加されるし、市ガスだと含まれている水素が燃えて水になるからいつまで経っても生乾きである。その間に肝腎のアミラーゼは壊れてしまう。だから折角加えられたジアスターゼも工場を出るとき既に全くゼロかゼロに近くなっている。僅かに残っているジアスターゼも胃の中で塩酸に逢って止めを刺されるといふ哀れな結末となる。最近胃酸に弱い麦芽アミラーゼが敬遠されて耐酸性のアミラーゼが多く使われるようになったことは合理的でわが意を得たと喜んでゐる次第である。

## (5) 原料をチェックしないメーカー

あるメーカーは、「私はすべて日本薬局方と表示してある原料を使っ



玉置弘三氏

て作っているのに不良品だと言われるならば、原料薬品を作って売った業者が悪いので私には責任はない」とおっしゃる。相手を信用なさるところは紳士的で立派だが、だからと言って責任逃れの理由にされても甚だ困った問題である。

原料試験をしない悪い例をあげたが、試験をする利益がある実例も

のべる必要があろう。

## (6) 原料をチェックしたメーカーの利益

i セネガ  
われわれのところへ輸入セネガの品質試験を依頼した家庭薬メーカーがあつたので溶血反応によるサポニンの定量をしたところ、輸入品よりも国産品の方がはるかにサポニンの含量が多いことが判ってわざわざ高価な輸入品を買う必要がないことになった。

## ii ロートエキス十倍散

ロートエキス散を原料薬品として大量に買入れることになったが、価格が安いのに疑問をいだいた製剤業者が、念のためアルカロイドの定量を依頼してきた。外観からは間違いないように見えたが、試験してみるとなんと定量値「ゼロ」の品物であつた。

デンプンに着色しただけの「日本薬局方ロートエキス散」なのである。その後都内からこの品は多数押収されたが、行政当局がこの業者を手配したときは既に行方不明であった

以上の実例は筆者が経験した一部分を思い出すままのべたのであるが、このような例はまだ多数現存する筈である。僅かな例によっても、原料でも製品でも品質試験が必要なことはご納得いただけたことと思う。

筆者の永い間の観察によれば、品質管理をよくやっているメーカーは着実にのびているが、そうでないメーカーはいつの間にか信用を失って消え去っているように思われてならない。

「規格及び試験法の基準」は日本薬局方以外の医薬品の承認を得る際に必要とすることはご承知のとおりであるが、これは承認を得るための手段として添付するものではなく、自ら製造した貴重な製品の品質を保証するために必要な「自家試験法」なのであるから、大いにこれを活用して優秀な自信ある製品を世に問うようにしていただきたいものである。品質管理の必要なゆえんをご理解いただければ幸いである。

## 日本家庭薬の現状

全国家庭薬協議会々長  
として講演

理事 長

津村 重舎

八月十五日から十九日まで千代田区平河町の全共連ビルで開催された第一回アジア薬学大会はフィリッピンに本部をおき、パキスタン、タイ、フィリッピン、香港、日本、その他アジア各国、オーストラリアなどの薬学会薬剤師会が、各国民の福祉に貢献する目的で協力して行われる連合組織で、当組合もその意義を認識して大いに協力することになった。津村理事長が次の要旨で特別講演をした。

一、はじめに

医学薬学の進歩に伴って、近年医薬品は、目覚ましい発展を遂げ、その種類もまた多種多様で、次々と優れた医薬品の出現によって、疾病の治療と保健に貢献し、人類の福祉に寄与していることは、誠に歎びに堪えないところである。

医薬品の種類は、おびただしい数

に及ぶが、これを大別すると、主として医師の処方により又はその指示を受けて使用する目的の医薬品と医師の指示によらず、大衆の自己判断によって疾病の予防又は治療に供する医薬品とに分かれる。前者の医薬品は、即ち局方品及び新薬、新製剤と呼ばれるものであり、大衆向けの目的で生産される医薬品を家庭薬（旧称売薬）と呼んでいる。ここでは、日本における家庭薬に関することを中心として述べることにしたい

二、日本における家庭薬の沿革と変遷

(1) 医薬の起源は古く、文献によれば、わが国では少彦名命が医薬の師祖とされているが、三韓との交通が開かれるに及び、体系的な知識は大陸文化の一つとして、伝わってきたものである。

奈良朝時代（七三〇年頃）仏教の渡来と普及に伴い、医薬は、寺院、施薬院等において救世済民のために使用されたもので、時代の推移と共に種々の変遷は、あったようであるが業としての体制を整えるようになったのは、江戸時代の後半（一七〇〇年前後）からであり、当時は主として和漢薬を中心としたものであった

(2) 明治に入り（一八七〇年）開

国と共に、流入した西洋医学と明治維新による医薬制度の改革は、医薬史上にも、画期的な変革をもたらした。

即ち明治初年には売薬規則が制定され大衆向医薬品は売薬と称せられて政府の免許を受け厳重な取締の下におかれ更に売薬印紙税の課徴があるなど当時の政策はむしろ抑圧に近いものがあつた。然しながら業界はこれを忍びつつ売薬の信用と品質の向上に努め軽症自療という時代の要求に従い内容の精撰と改善に努めたために需要は年と共に増加しその販路を全国に広め海外にまで拡張するに至つた。

(3) 第二次大戦に入るに及び戦時体制の強化と企業整備等によって変ぼうをとげまた薬事法の改正によって従来売薬という名称は変化され一般医薬品と同じ範疇において律せられることになった。しかしながら永年に亘って別箇に取扱われた医薬品と売薬とは区別せざるを得ない実状に遭遇し種々の紆余曲折を経て現在では大衆向け医薬品はこれを家庭薬と称し依然国民の広い層に愛用されてその保健衛生に貢献し今日に及んでいる。

三、家庭薬生産の実状



(1) 家庭薬を製造するに際しては一般医薬品と同様に、販売名、成分分量、又は本質、用法、用量、効能効果製品検査法等につき、政府の承認を得なければならぬ。  
しかし、夫々の製品が、長年の伝統と古い歴史を有していること、また総ての条件が、大衆の簡易治療に適合する主旨のもとに製剤されているところに特色がある。

わが国において家庭薬が、依然として、日本医薬品産業の重要な地歩を占めていることは、次表に示す生産額に徴しても瞭かである。

unit 1,000 us\$			
	1962年	1963年	1964年
医薬品総生産額	737,767	930,563	1,164,187
家庭薬生産額	79,855	83,974	87,278
家庭薬の総額に占める率	10.8%	9.0%	7.5%

(厚生省調査による)企業課生産調整局

率が低下しているが、これは、医薬品総生産額の著増による比率の減であり、家庭薬の生産額としては、増加を示している。③この調査は、厚

表に示す通り①一九六二年における家庭薬の生産は、医薬品総生産額の一〇・八%を占めており②一九六三年及び六四年には、その比

生省においてまとめた業態別の集計であつて、いわゆる新薬メーカーの製造する大衆向けとみるべき医薬品を合算すると更に遙かに多い数字となり、おそらく全生産額の四〇%〜四五%に達するものと推定される。

(2) 現在販売されている家庭薬は和漢生薬、薬局方医薬品、新薬等を原料とし、これらを合理的に配合したもので、用法、用量等が間違いなく使用出来るように安全性の確保を第一義として製造されている。

また剤型は、その用途に従つて、粉末、丸剤、錠剤、煎剤、液剤、軟膏、硬膏等の形態に製剤されていて長期保存のために、変質、効力低下防止等品質の安定性が充分研究され、携帯、使用にも便利な製品となっている。製造工程も近時著しく合理化されて、近代的設備と衛生的な環境の下に製剤加工から包装まで、殆ど機械による一貫作業で自動的に量産化されるに至つている。

現在医薬品の製造のために実際上稼動している製造場は、全国で約二五〇〇カ所あり、その殆どは、大なり少なり家庭薬の製造をしているといえよう。

四、家庭薬の種類  
主要な家庭薬を製剤別に分類して

みると概ね次のとおりである。

(1) 内用薬

- a 胃腸薬
- b 解熱鎮痛剤
- c 鎮咳祛痰剤
- d 駆虫剤
- e 強心剤
- f 栄養強壯剤
- g 婦人薬
- h 下剤、洗腸剤
- (2) 外用薬
- a 鎮痛、鎮痒剤
- b 眼剤
- c 皮膚剤
- d 浴剤

五、家庭薬の輸出

日本の家庭薬はアジア州をはじめ米、中南米等広い地域に輸出されている。輸出統計品目表には詳細に区分されていないが、胃腸薬、阿仙薬製剤、プラスチック等は特に輸出が多く頭痛薬、風邪薬、眼薬、等その種類も多岐に亘つている。最近三年の輸出実績を挙げれば、次表のとおりである。

六、配給経路による家庭薬の態様  
家庭薬の配給には数種の方式があるがその代表的なものとしてはメーカー、卸、小売の段階を経て商品が最終消費者に渡るという形態が旧来

unit 1,000 us\$

		1962年	1963年	1964年		
医薬品	の輸出額	30,093	100	34,064	100	41,029
家庭薬	の輸出額	3,000	10.0%	3,180	9.3%	3,543
内訳	胃腸薬	899	3.0%	981	2.8%	976
	阿仙薬製剤	155	0.5%	159	0.5%	166
	プラスチック	1,014	3.4%	1,146	3.4%	1,278
	その他家庭薬	932	3.1%	894	2.6%	1,123

最も多くとられている。いわゆる本舗家庭薬と称せられる有名品は大部分この方式により卸屋機構を利用し広汎な地域に亘つてその品種が配布されている。この販売形態をとる有力本舗企業体は最近業界の流通秩序の確立価格安定等共通問題の解決を期するため全国家庭薬協議会を結成し相携えて事に処する体制を整備し着々その効果をあげつつある。

第二の形態としては卸の段階を経ずメーカーから直ちにその特約ある小売店を経て消費者に直結するという販売形態である。チェーン組織に

よる直販方式と呼ばれるもので比較的新らしいシステムとして発生したものである。伝統ある本舗家庭薬と称せられるものは少数精撰主義で専ら卸機構による販売形態であるが、この直販方式によるものは取扱品種も多種であることに特色があつて相対的成果をあげているものがあり、この形態の今後の推移は各方面から注目されている。

第三の形態として通信販売方式がある。新聞雑誌等に広告し通信による購入申込に対し現品を発送するというものであるが現在ではこの形態によるものは比較的すくない。

七、日本における配置家庭薬  
わが国における家庭薬の販売経路のうち独特のものとして配置家庭薬の制度がある。家庭薬は薬局、薬種商等の如き店舗から購入することが通例とされているが、これらの一般販売方式とは別に日本独特の配置販売という形態がある。これらはわが国における一八三〇年以来的慣習として発達したもので行商販売の一形態である。

この制度は、販売業者が予め需要家に家庭薬を預けて置き、需要者が必要に応じてこれを使用するというものであり、医師薬店などの疎い地

区において発達して、欣ばれた制度である。従つてその薬品の薬理作用等を考慮して政府では、その基準を次のように定めている。

- (1) 薬理作用が緩和であり且つ蓄積性又は習慣性がないこと。
- (2) 経時変化が起り易くないこと
- (3) 剤型、用法、用量等からみてその使用方法が簡易であること。
- (4) 容量又は被包が、こわれやす

く又は破れ易いものでないこと。

現在配置家庭薬の製造業者は、富山、奈良、滋賀の三地方に多い。配置員は、行商する区域の県知事に届出て全国津々浦々に至るまで、配置しているのであつて、交通不便な僻地や、無医村等においては、欠くことの出来ないものである。

八、むすび  
以上述べたように家庭薬は、古い伝統と共に、長年大衆に愛用されて育成されてきた医薬品である。

日進月歩の医学、薬学の進歩に伴つて今後種々新しい医薬品が発見されてゆくことであろう。しかし、永い歴史と伝統を誇る日本の家庭薬は副作用のない安全性の面からしてもまたその簡易性の面からしても広く大衆に親しまれ将来も益々発展していくものであると確信する。



### 〈本町句集〉抄

玉置石松子

終戦後間もない昭和二十四年。都協組の句会として発足、物心両面の荒廃している時、薬業界に清風を吹きこみ、安らぎの場を提供しました。

現在も毎月一回、薬貿会館で月例会を開いて居ります。職業、流派を問わず、入退会自由です。

ことし、満十七年を迎え、同人句集を発行いたしました。左に抜書きして置きます。

安藤 けい (料理店経営)

酔へば泣くくせもつ女や春火鉢  
野の果はかすみて見えず子等の歌

宇野 汀人 (病院薬局長)

四つの煙突一本に纏まり花曇  
堰に釣る堰の上より若葉風

大滝 蛙居 (葵KK会長)

天平の礎石三百炎天に  
大杉の倒れて大いなる春の空

大島 赤甫 (大島薬局)

舞ひ終へて袴とる間の暑さかな  
菖蒲湯や朝日さしこむひとところ

大島 うめ (同)

花冷の手をかさねつつひかえめに  
草市のものこまごまと買ひにけり

大島 得志 (同)

更けて流れる銀盆透明ドアーの中  
落日や木ッ葉微塵の熱帯魚

岡田 銀溪 (カイゲン)

黒富士に野火美しき宵きたる  
ひともの紅葉と古りぬ薬学部

加藤 野巢 (都商事)

父の背に雑炊する老いを見き  
金を欲るその切実さ風遠し

牛小屋に牛なし猫の日向ぼこ  
雨の日の山の灯小さきさくらんぼ

火のつきし目刺を皿へ移しけり  
鎌倉に焼く山はなし実朝忌

潮引きて橋桁高し雲の峰  
孫呼びに隣の子来る秋桜

鶯の声鳴きやむやテレビ見て  
花の山妻に合はせて酔ひにけり

水郷の遠き夏木の一と並び  
珈琲や月影こぼる銀の匙

冷奴つるりと今日のこと忘る  
クリスマス染溢れくる扉をひらく

色にぶく明治を匂ふ菖蒲かな  
草の芽の土押し上げて春の音

梅雨の園子連れ小綬鶏小走りに  
口の内側見せて金魚の浮餌吸ふ

善悪は闇に屋上ビール飲む  
頼まれるカメラのシャッター！苑小春

下崩やゆるみし鎌の柄を上げる  
飯場火に夜寒の風の延び縮み

夏瘦せて明治の骨をむき出しに  
手袋を外し鯉よぶ手を打てり

栗原 看牛（吉田製薬）

佐々木冬青（佐々木印刷）

坂本 南陽（広告代理業）

島田 正一（法務省）

鈴木 栄峰（鈴木製薬）

玉置石松子（玉置製薬）

竹内 義子（竹内薬局）

戸田 達雄（オリオン社）

並木 杉晃（東菱新薬）

山本 鬼木（山本薬品工業）

渡辺あき彦（薬業時報社）

△カット・堀内伊太郎氏▽

## 〈業界人としての私〉

（その一）

大木 卓

堀内委員長に依頼されて、「かていやく」紙へ執筆することになった。どんな事を書いたらよいかかわからないが、何かしら書こうと決心した。連続物の方が面白からうとの事でもあったが、そうなる少しは計画性も持たねばなるまいし、原稿提出の期日も守らねばならぬ。毎日を忙しく過している自分としては相応な覚悟を要する問題のように思えたので、決心から今日までも思わぬ時間を経ってしまったような次第である。

私は自分で自分の事を「兎角誤解され易い男」と世間の人々へ言ってきたし、自分で本当にそうだと思っている。そこでどうしてそんなことになるのかという事やら、それらに関連した事でも書いてみる事にした。然し私の事だからどんな事になりゆくかは測り難い。

さて本号においては予告編のようなものでも出して置いて、秋に入ってから本

文らしいものに移ってゆこうかなど考えている時、丁度私のところの大木ビルが工事完成して落成記念のパーティーを催して皆様に聊かご披露をすることになった。七月七日の事である。あいにく雨の日になってしまったにも拘らず、業界多数の方々がお越し下さったので大層有り難い事であったが、中に九十翁の津村岩吉様と藤井得三郎様がお光栄に存じた次第である。そこでわが業界には大々元老としてこのお二人の大先輩がお揃いご健在の事、しかもいよいよお元気で、今なお業界をご指導下さっている事を当日撮影申上げた記念の写真と共に先づ以って皆様にお目につけて、「かていやく」



大木ビル竣工披露パーティーにて  
津村岩吉翁 藤井得三郎翁

紙上にご紹介することが、我々の喜びであり、私の任務?のようにも考えられて、これを以って本号の記事にさせていただいた次第である。

次回から業界人としての私を書く事にする。果して如何なる事になりゆくであろうか。

(筆者は大木製業会長)



## 人物回想 ①

武田 猛

日本医薬療品輸出組合専務理事

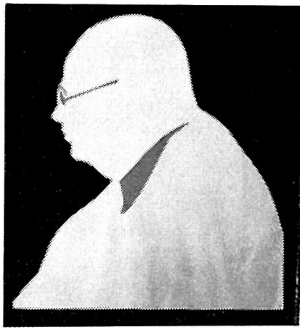
### 堀内伊太郎氏

先代堀内伊太郎さんはまことに温厚篤実人格円満なかたであった。今日まで随分と多くの人々に接したがこの方ぐらい心から傾倒できた立派な人はすくなかったと思う。

私が堀内さんとながりをもちたのは昭和十一年七月で丁度三十年前のことになる。当時堀内さんは東京売薬同業組合長であったが大坂地方に発生した売薬濫売の嵐が東京方面に波及し業界は非常な混乱に陥った。組合首脳は日夜その対策に腐心し悩みぬき直接の監督官庁である警視庁に力添えを懇請した。ときの衛生検査所長柿沼三郎博士と竹内甲子

二技師の推輓によって私が退官し組合でその御手伝いをする事になったときからである。

堀内さんが組合長として一番難儀されたのはこの濫売対策だった。当時東京では京橋、深川、浅草、目白といたる地区に濫売店が出現する状態である。特に小売業界は強い不安に陥っていた。中でも最も根強くして問題を惹起したのは世田谷九豊堂薬局の濫売だった。地元同業者の総意による話し合いや妥協にも頑として応ぜず遂に裁判沙汰にまで進展しその訴訟供託金も史上稀れといわれる程の莫大な額に達し社会問題として騒がれた。温厚な堀内組合長のご心労も並大抵でなく幾度か辞任の意を漏らされた。組合の世田谷支部長は薬局開設者の渡辺政治さんという区会議員だった。向う気の強い喧嘩早いといわれた硬骨漢で早朝から支部役員多数を伴って神田の組合本部へ押



堀内伊太郎氏像はスキキリ

かけた、組合の濫売対策が手緩いとして大変なけんまくでどなり込み組合の談判を強要して動かないという始末だった。堀内さんがあの温顔をもちて静かな口調で諄々と説いて支部の自重を望まれると流石の相手もその人格にうたれ沈黙して引揚げるということが屢々だった。柔よく剛を制すとその都度感じ入ったものである。

東京の組合長は全国売薬業団体連合会(全売)の会長を兼ねることになつていたので堀内さんが全売会長であり私はその事務局長をつとめた。全売は大正十五年に懸案の売薬印紙税の撤廃運動に奏功して以来業権の擁護と伸張を期して毎年一回各地で盛大な全売大会を開催して業界の結束を固めていた。私も幾回か出席したが堀内さんの物やわらかでござやかな大会議長ぶりにはいつも敬服した。丁度その頃に国民健康保険法の制定法案が国会に上程されることになった。これは医薬制度殊に伝統ある売薬業界に重大な変革を齎すもので業界としては反対であるとして猛烈な運動を起し富山、奈良、滋賀、佐賀などの配置薬県をはじめ大阪、愛知、岡山など全国の業界代表が絶えず大挙上京し長期間滞在して

関係方面に反対陳情を繰返した。この運動がすべて全売の名で展開されるので会長堀内さんがいつもその先頭に立たねばならず多忙と御苦労が重なりはたから眺めて誠に御気の毒であった。当時一緒にこうした問題の対策に活躍された方には名古屋の今堀辰三郎さんをはじめ大阪の竹村幸治郎さん、三田忠幸さん富山の荒木甚助さん、金尾義信さんといった業界先達の方々であったが今はすでに共に物故されてしまわれた。

堀内さんは不磷と号して文筆に長け俳句をよくし墨絵を画きそして非常な能筆家だった。仕事の打合せなどでよく神田鍛冶町の店の二階事務所を御訪ねしたが室にはいつも力作の竹の墨絵が掲げてあった。義理がたいことも有名で私が日支事変に応召して中支松江に滞在中に戦地便りをしたところ早速こまごまとした内地の様子を随筆で返信を頂いて大変嬉しく感激したことをおぼえていゝ。また長唄が大変上手で御得意の越後獅子などよく柳橋の深川亭その他の宴席で度々聞かせて貰ったことも懐しい思い出でありあの美声が今も聞えて来るような気がして追懐の念禁じ難いものがある。

## これからの家庭薬

救心製薬社長

堀 泰 助

薬事法ではいわゆる医家向医薬品大衆向医薬品を一括して医薬品と呼んでいるが、これを無理に区別すれば、医家向け医薬品に対して便宜上大衆薬といい、その中でも長い歴史を持った本舗家庭薬業者の製造するものを家庭薬と呼んでいる。一般大衆薬は、薬の使用に対し常識程度の医学知識を持った者が、自己の判断に応じて使用するのであるから安全を第一とし、使用方法も簡便なものでなければならぬし、まして、麻薬、毒薬、抗生物質等、医師の指示により使用するものが認められないのは当然である。厚生省業務局監修の医薬品製造指針によると、家庭薬としての効能又は適応症は配置販売品目指定基準に準ずることがよいとなつてはいるが、一般市場では専門家だけしか分らない効能の医薬品が多

く出まわっているのは何故であろうか？はたして一般大衆がそれを正しく理解しているかどうか疑問であるし、又当局も家庭薬の許可効能にのみ厳しく、他の大衆向医薬品に無関心でいるのは片手落ではあるまいか？最近製造承認されたものの中にも医家向け、大衆向けの両方に同一効能で出ているものが数多い。それ相當の資料添付があつても、それが配置薬の基準に準じているとの解釈で製造承認するならば、大衆向け医薬品については当局において一考がないのではないかと思う。家庭薬で、「自律神経失調症」の効能があるものがあるが、はたして大衆の幾人がこの効能について理解し、知っている者があるであろうか。話は前に戻るが家庭薬の効能を配置販売品目指定基準に準ずるといふものもおかしい気がする。家庭薬は薬局で売られ消費者の手に渡る段階で、薬の専門家の薬剤師の説明があるはずで、自ら配置薬と違つている——配置員の説明時には前者と相當の差異があるのは容易に判断できる。このため家庭薬には効能又は適応症も多少専門的症名があつても差支えないと思ふ。先日も目に「ものもらい」が出たので、近くの薬局にクロラムフ

エニコール入りの目薬を買いに行つた。その旨を店主に告げたら値段を言つて「これはいいですよ」と言つたのみで手渡してくれた。外箱には明らかに「医師等の処方せん。指示により使用すること」と書いてあつたが、極めて簡単に市民の手に入り使用出来るのが現況である。当局はか様な現状をいかに考え、どんな対策をしているか知りたい。これらの現実には本来の家庭薬の発展を大きくはばんでいるのではあるまいか。

長い間売り続けられ大衆の医療に貢献してきた家庭薬は、現代医学薬学の思想から見れば、或いは時代おくれの感を呈するものもあるであらうが、これまで存続して来た実績から考えてみると、その製品が安全で有効であつたからこそ現在存続し愛用されているのであつて、現代医学的学術文献がなくても、それ自身が貴重な経験データーを持ち合せているのである。しかし現在では、これら経験データーのみでは、種々の面に不利を招き、次第に学術的裏付けが必要となつて来ていることも率直に認めざるを得ない。家庭薬は処方からみて、漢藥的なもの（生薬製剤）と洋藥的なもの、およびこれらの混合によるものに分れる。洋藥的なもの

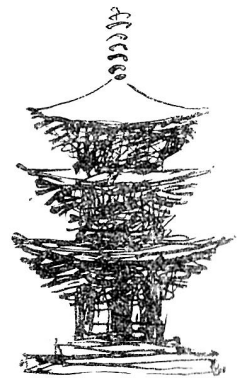
の内容から医学的評価がなされているが、この進歩した近代科学技術でも、生薬的なものは完全な解明が殆んどされていない。原料となる生薬そのものについてもまだほんの一部のみであつてその合剤たるや皆無といつてよい程、研究がされていない。やつとここ一、二年になつて生薬混合製剤の相乗効果の研究成果が富山大学から発表されるようになった。優秀な生薬製剤について臨床医家もつと目を向け進んで学術的価値のある実験を行ない立証してくれるようになれば、本来の家庭薬も、更に発展するであらう。

ともすれば新しいものにばかり興味をもつ医家が多いが、伝統のある古いものを完全に把握してこそ新しいものの価値が分るのではないだろうか。この点当局がもっと積極的に漢藥製剤等についても、容易に薬理実験、あるいは臨床実験をしてくれる施設なり医家を斡旋、紹介してくれることが望ましい。若しこのことを怠るならば徒らに外国製品（生薬の抽出物等による製品）の進出を許し、国産製剤の進歩を阻む結果になりはしないだろうか。一方、家庭製造販売業者も現代科学にマッチした研究を積極的に進め、必要なデー



一を集めるよう努力し、自信をもって製造、販売に従事したいものである。

文明が進みスピード時代となつて家庭薬も速効的なものが要求されるようになって来た。しかし家庭薬ではこの速効よりも第一に安全であることが必要である。一般大衆はメーカーの思わぬような誤用をすることがしばしばある。一錠より二錠服用すれば効果も大であらうという単純な考えからの多量服用、禁忌症での服用、症状の誤解、外用剤の内服、その他数えきれない程誤用例は多いと思う。病気の治療には適正な養生が最も必要であつて、耐えられぬ苦痛以外は養生もせず医薬品にのみたよる傾向が現代人にはある。その結果悪化を招き、なにかという罪は家庭薬にあると考える人が多いのは困つたものである。この点特にご当局的販売面での取締り強化を希望して止まない。メーカー側としても製品のPRに劣らぬ薬の正しい使い方の指導等も積極的に行ない、大衆の衛生思想教育に貢献するよう努力して行きたい。これには薬局の協力も必要で、単に商品売るといふだけでなく、これらにも大いに努力してもらいたいものである。



## 〈委員会から〉

### 総務委員会

近年わが医薬品業界は流通問題をはじめとして、幾多の難問を抱え変転極まりない様相を呈しています。家庭薬業界もその中で厳しい立場におかれ、諸問題克服に懸命の努力を続けているのであります。今日程組合員の団結を必要とすることは今迄に例をみなかったことでありましよう。

総務委員会として昭和四十年年度組合が果たした主な活動状況並びに今後の計画予定等の概要を申し述べたいと思ひます。

昭和四十年年度役員改選を契機として組合は津村新理事長を中心に一挙に役員改選を敢行し、稍もすれば保守的であつたそれ迄に比べ、積極的な活動を展開して今日に到つたの

であります。その組合活動の根底的役割を果たすため、委員会が設置された事が第一に掲げる特筆すべき事項であります。委員会は、総務、財務、薬事、販売対策、広告、厚生、労務及び弘報の八委員会が構成され夫々各委員会に適切な人材が配置せられ、組合の重要課題の解決、究明に対処しこれが理事会によつて決議されて、委員会毎に幾多の成果を挙げて参りました。

昭和四十一年度は一段の飛躍を期するため、別表の通り委員会構成並びに事業計画を決定致しました。

又予算も組合員の理解と協力により組合費を改正し、委員会活動費もこれにより相当な増額が承認され、各委員会の今後の活躍に期する処誠に大なるものがあります。第二に全国家庭薬協議会が設置され、組合として、これが協力体制を積極的に推進したことであります。

家庭薬業界長年の懸案であつた全国組織の結成は、東京、大阪、愛知佐賀の各地有力団体及び業者の総意によるもので、本年も二月末設立され、本舗家庭薬業界の共通する重要問題即ち、(1)流通秩序の確立、(2)品質の確保。(3)広告の肅正と品位の保持、等解決を迫られる幾多の課題に

ついて協議し、家庭薬の健全な発展と普及を図るもので、着々とその成果を挙げつつある現状に鑑み、組合員、各社におかれても、協議会に協力することにより将来とも必ず有意義にしてよい結果を招来するであろうことは期して待つべきものがあると思ひます。

第三には組合建物に関するところであります。御承知の通り組合建物は老朽となつたため、売却か或いは建替えの必要に迫られ、昨年末以来売却について日清商事と再三折衝をして参りましたが、価格の点で折合がつかず、又全国の各銀行に売却のための照会を行いました。が立地条件その他で、これ又交渉段階に到らず売却は一応断念の止むなきに到りました。

今後は建物売却の方針を変更し、事務所付アパートを新設する方法が有利と判断し、理事会の承認を得てこの方針に従つて総務、財務委員会を中心として主都圏不燃建築公社と建物の建設折衝をすることに致しました。

当組合が土地を所有していることは他に例を見ないことで、建物を新築する上に極めて有利であります。これが実施に当つては資金調達に若

千の苦勞は覚悟せねばならぬ所であります。

この点何かと組合員の方々の御協力を頂かなければならないかと存じますが、その節は宜しく御援助賜り一致協力して建設目的を遂行致しく念願するものであります。

この外にも総務委員会として記録せねばならない事も多々あります。が、あとは他の委員会の活動状況報告にお任せして簡単に総務委員会の報告にかえさせて頂きます。

(坂本 藤四郎)

## 薬事委員会

五月二十六日に委員会を開き、東京都立衛生研究所の西川、橋爪両氏をお招きして、いろいろ懇談いたしました。が、我々が現在直面している企業経営の問題点にも触れるものが多いにあるように思われましたので組合員各社のトップマネージメント或は研究部門担当の実務技術者にお集りいただいて、次の様な形で講演会を開催いたしました。

七月一日 午後一時半—五時

薬業会館 七階会議室 参加人員 約七拾名

講師 都立衛生研究所医薬品部

生薬研究室 主任研究員 西川洋一

技 師 橋爪六郎

演題 (一)家庭薬製造上の品質管理の問題点

次に演題(一)についての西川洋一氏の講演要旨を記します。

医薬品中小メーカーに共通した問題点がある。それは私たちと、技術者とだけで話をしても、解決がつかない、ということである。技術者の中には非常に熱心な方もあるが、中小メーカーは家族的ではあっても、反面に権力集中であるため、技術者の意見が製品に反映されないことが多い。また、普通の管理薬剤師は「技能者」であって「技術者」でないことがある。技能とは単なる経験の繰返しにすぎない。先ず品質管理以前に、クオリティというものを根本的に考え直す必要があるのではないだろうか。過当競争で現在は家庭薬に大メーカーが乗り出してきている。競争に勝つためには良いクオリティではなくて駄目である。良いクオリティとは第一に効くこと、第二に安全性、第三に品質の一定ということであり、更に安価ということが大衆から望まれている。大メーカーは合理的シス

テムを持ち、実行計画、基本方針、経営計画が糸乱れず、しかもライ

ン部門とスタッフ部門が確立されている。中小メーカーは設備投資を渋る傾向がある。試験室や試験器具に大きな投資をせよ、とは決していわない。最小限度の設備で十分である。技術者、本当に品質管理の出来る技術者と、設備とは車の両輪のよう

に絶対に必要である。もし技術者がいなければ養成して頂きたい。また都衛研でも養成のお手伝いをして上げている。技術者に望まれるのはデータの正確さと、経済性と迅速ということである。私は技術者が中小企業内では育たないということを知っている。元来技術者には職人根性というものがあ

えるべきである。優秀な製品は製造工程で決まるといえる。先ず原料の厳選から始めるが、日本薬局方は最低基準であることを知らなくてはいけない。原料規格はその製品によって各自が作るものである。最終製品より原料や中間製品の管理の方が大切なのである。

家庭薬は近代化について熱心に研究しないと遅れてしまう。消費者の「層」を考えることも大切である。例えば「丸」とか「湯」とかいう名称は、明治、大正の人達であり、やがて消える消費層である。名称とか剤型とかも近代化を図らなければならない。一定品質の原料を一定量、一定のコストで入手する。この場合原料生薬に問題が多い。新しい機械に関心を持つ。製剤技術については経済的、能率的でなければならない。製造工程では、中間製品の管理を十分に行なう。最終製品については、サンプリングを実施する。製剤規格は厚生省に提出したものより厳格な自家試験法を作成し、試験することがよい。序にいえば、書物から書き写した試験法でなく、実際に出来る方法でなければ意味がない。その方法や機械が判らない場合は都衛研に来て頂ければ相談に応ずるし、秘密

は絶対を守る。また、家庭薬を作る時は、経時変化を考慮し、苛酷な保存条件に堪える虐待テストが必要である。品質保証は、医家向が二年、大衆向は三年が平均となっている。

## 販売対策委員会

販売対策委員会の仕事は沢山あると思うのですが、新薬会社等大メーカーの制度品が大体出揃いましたのでその影響を眺めてから重要な処へ焦点をしばりたいと考えて、やや静観していた処、新聞等の報道ですでに御承知の通り去る六月二十一日に物価問題懇談会の勧告が出されて、にわかにあわただしくなってきました。もう静観どころではありません。早速情報の収集にかかりました。私の目にふれたものの中には今の処七月八日付の週刊朝日にのった記事が一番判りやすい様ですので、出来れば是非一度お読み下さい。若し御入手不能でお困りなら御一報下さればコピーをお送り致します故御遠慮なく御申越し下さい。

さていよいよ本論に入りましょうまづ物価問題懇談会とは何でしょうか。前述の週刊朝日の解説によりまず一経済企画庁長官の私的諮問機

関」となっています。私的機関ならば必ずしも強い力はないだろう、まあ聞きおく程度にしておこうかとなるのが「素人のあさましさ」です。

私もそう思いましたら、そうではなさそうに思えてきましたのでよく調べてみました。この私的諮問機関を作る事と、この会が出す勧告は各省で出来るだけ実現につとめる事が閣議で決まっているという事が判りました。私的機関といっても大いに公的圧力をもっているのです。この辺仲々ややこしいですがこれが事実なのです。

### 閑話休題

そこでこの勧告は何等かの形で厚生省、公正取引委員会双方が取上げる事は間違いありません。ただし全面的に採用されるという訳ではないという事です。

この勧告のある部分が具体的に実施されるために九月頃から作業が初められて来春には結論が出る事になりそうだという見方が有力です。そこで我々の研究しなければならぬ点がはっきりして来ました。

即ち勧告をよく研究し、業界としてどう対処するか、いいかえればこの点を実施してほしい、又は実施されてもやむを得ないがこの点はどう

しても実施されては困る。

又は理論的に実施すべきではないという事を決める事が必要です。再販など大メーカーのする事であつて中小メーカーには関係ないだろうという事も一応は考えられますが研究しないでそうと決めてしまうのは早計です。小売業界でも卸業界でも又新薬メーカーでも活発に動いています。

皆さんもよく御承知の特殊指定問題の様に業界が混乱した時我々が態度を決めかねた理由の一つには我々の不勉強乃至は手遅れもあつたと思われ大いに反省している処です。

先日の委員会である委員が「答案が出ていないので意見が述べられない。しかし答案が出てしまつてからはどうしようもないのだから始末が悪いですね」といっておられました。が、たしかに難かしい点もありません。がこのままにしておいて前と同じ様な結果になつては大変です。この様に重大で、且つ急がなければならぬのだという認識の下に是非御研究下さつて何分の御協力を、お願いいたします。

さて、勧告の内容の説明に入ります。全文は別記しましたから御参照下さい。大きく分けますと前段で、

①この勧告を出した理由とか、物価に対する考え方をのべ、後段で各論がしるされています。それは②再販③広告宣伝、④リベート、⑤品質表示、⑥物品知識の普及、となつていますが、②の再販については、一番詳しく意見がのべられていて、大体の目的は再販が消費者に不利益であるから之を是正せよという事になつている様に思われます。さらに再販についてかかれた部分を良く読んでみますと、再販制度は消費者の利益を害するものであると結論されています。之については大いに議論すべき事だと思ひますが、長くなりますので簡単に私見を述べますと、消費者の利益を保護する事を唯一の目的とした法律である処の独占禁止法の中に何故再販が規定されているか、という点を良く考えてほしいので、即ち我々が營々と築き上げた商標品は消費者にとつて一番大切な商品の品質が一定である事をメーカーが保証しているのであつて、この様な商標品が市場にある事はメーカーの利益よりもむしろ消費者のために有利なのであります。処がこの商標品を一部の者がオトリ販売又は之に類する販売等につかうと結果においては商標品がそだたなくなり一般大

衆に不利益になるから之を保護しようというので例外的に認めたのが再販なのです。之を頭から否定するのは、おかしいと思います。

勿論現在日本で行われている再販がこの本質とは違った目的に利用されそのために消費者の不利益になっている部分もある事はたしかです。だからといって再販そのものを「再販制度は……弊害をもたらしている事は否定出来ない……したがって、少なくとも再販を例外的に認めるにあたって……」という考え方については全面的に賛成しかねるのです。さて次に再販に関する部分の細目を読みますと。

- ①再販の範囲を明確にして脱法を防げ。
- ②各段階のコスト・マージンを公表せよ。
- ③再販を例外的に認める商品のリストを禁止せよ。
- ④小売価格を表示せよ。
- ⑤再販価格に値巾を認めよ。
- ⑥生協等への出荷停止、を禁止せよ。となつています。
- ①はまことにその通りといたいのですが、範囲を明確にする時、公平にかつ正確にしなければ大変です。少なくとも弱い者いじめ、中小企業

無視にならない様充分監視する必要があります。

②については、戦時中の統制経済を思い出して下さい。高い原価に、つけば利益も大きくなるという不合理がかくされているという事と併せ考えてみても自由主義経済下には受入れ難いものを感じられます。

③に又「例外的に認める」というのが出て来ましたが大変気になりまして。私としては、リベートについては程度の問題と 생각합니다。行きすぎたリベートは禁止してもらった方が良くという意見の人もある筈です。

④は問題なしです。

⑤も程度によつては、やむを得ないというのが一般の考えの様です。

⑥については大いに意見があります。第一は、メーカーには顧客撰択の自由がある筈です。いやでも生協と取引しなければ、ならないという法律をつくらなければ消費者の利益が守れないのでしょうか、組合員以外にも無差別に売っている組合があるそうですし、どうも理解出来ません。政治力の強い生協の発言が取上げられたというだけではないでしょうか。この問題については、私自身あまり研究してありませんので、ま

ちがっている点もあるかも知れない、という事をお含みおき下さい。以上で一応この問題についての私の直観的解説をおわる事にしますが今後委員会を開いて研究を進めて又機会を得て意見をのべてさせて頂くつもりです。委員会としては、場合によりては関係方面の意見も聞き我々の見解を公式に発表する事もあると思います。会員各位で御意見が、おありでしたらどしどしお申出下さい、手おくれにならないうちに！急告！！

原稿締切の期限におくれてしまつて大あわてで書いておりました処、七月二十三日附朝刊に公取が再販の届出規則を改正をし、ただちに実施する。同時に再販実施メーカーに実情を届け出させて検討し物価対策上必要と判断すれば強硬な手段をとる事にした。という記事が掲載されました。私の予想でも一寸のんびりしていたのかも知れませんが、あるいはメーカーその他の反対氣勢を察して先手をうったのかとも思われます。

何はともあれ一層急ごうではありませんか。

医薬品、化粧品、石けん、洗剤等の家庭用品についての勧告、昭和四十四年六月二十一日 物価問題懇談会

一、物価問題懇談会は、家庭用品の

価格形成の問題点を明らかにするため、医薬品、石けん、洗剤およびプラスチック容器について、その生産流通、消費の実態等について検討を行なった結果、次のような問題があると考へる。

- (1) これらの商品の価格は、消費者物価の上昇のなかにあつて必ずしも値上りはしていないが、これらの商品のうちには、技術の進歩または需要の増大に伴い生産性が上昇している、と認め得る商品もあると思われ、その生産性上昇の成果が、自由競争によつて価格の一層の引き下げをもたらし、消費者の利益になるようにすることが、物価安定のために望ましいことと考へる。

なお、これらの業種のうちには他業種に比しかなり高い利益率を保持している業種もみうけられるが、もしそれが価格面での競争が充分に行なわれていないことによるものとすれば問題であると考え

- (2) これらの商品のうちには広告宣伝費が多額にのぼつたり、実際的には必ずしも必要とは認められない包装によつて販売競争をしたりまた、複雑、多岐な方法でのリベ

ート等取引面での問題のあるものも少なからずみうけられる。

このような慣行は、再販売価格維持制度等の影響もあって、消費者価格の面での競争が充分に行なわれず、価格競争以外の方法で販路を開拓しようとする場合を生ずることにもなって消費者の立場からは極めて問題がある。

(3) 今日のように、消費者の商品選択についてメーカー等業者の影響力が極めて大きな経済社会にあつては、消費者に商品についての適確な知識を普及させるための政府などの努力が必要である。

二、以上のような問題意識について、当物価問題懇談会は次の提案をする。

(1) 再販売価格維持制度について  
再販売価格維持制度は、(イ)流通機構の合理化の利益を消費者に還元せず、(ロ)メーカーの寡占化による価格硬直化がある場合にはそれを小売段階の価格にまで反映させ(ハ)最終消費者価格面での競争ではなくて、リベートその他小売業者に対する過大なサービス提供、過剰な広告宣伝を行なうことにより消費者の利益を害するばかりでなく、浪費の助長等様々の社会的な

問題をひきおこす一因となつてい等の弊害をもたらしていることは否定できない。また、再販売価格維持契約が実施されてから値引きがなくなり、実質的に値上げとなつている事例もみうけられる。したがつて、少なくとも、再販売価格維持制度を例外的に認めるにあつては、消費者の利益が侵害されることのないよう、かつ、事業者が公正な競争を通じて発展することを妨げないよう充分配慮すべきであり、この観点からとくに次の点について検討する必要がある。

(イ)再販売価格維持行為の範囲を明確にすること。なお、脱法的な行為が行なわれないよう充分配慮すること。

(ロ)再販売価格維持を例外的に認める商品については、その各段階のコスト、マージン等につき事前に充分審査するとともに、事後においてもこれらの事項につき、定期的な充分監査することとし、登録、閲覧等消費者その他の第三者が了知できる体制を整備すること。

(ハ)再販売価格維持を例外的に認める商品については、リベートを禁止すること。

(ニ)上記の商品については、その小売価格を必ず表示すること。

(ホ)ポランタリチェーン、スーパーマーケット、等で合理化が進んでいる一定の販売形態のものについて再販売価格に幅を設け、その範囲内の競争を認めること。

(ヘ)消費生活協同組合等に対し、商品の提供拒否等の取引制限行為を行なうことを禁止すること。

(2) 広告宣伝について  
「医薬品広告に関する自粛要綱」等業界自体の自粛基準の設定および強化ならびにその確実な実施が望まれる。さらに不当景品類及び不当表示防止法の運用については広告宣伝活動が多岐にわたつては現状にかんがみ、その対象を一層拡大し、かつ、厳正に行なうよう努める必要がある。

(3) リベートについて  
リベートは、これを一概に否定することには問題が残るが、もし消費者価格の面での競争が充分に行なわれないままシェア拡大競争にのみ用いられるとすれば、消費者の利益を害するものといわざるを得ない。

したがつて、再販売価格維持契約を認める商品についてはリベ

ートを禁止し、また、行きすぎた招待旅行等の支出については税制上の取扱いを再検討することが必要である。なお、この点について不当景品類及び不当表示防止法による規制の強化についても充分考慮すべきである。

(4) 品質表示等について、  
現在すでに家庭用品品質表示法および薬事法により一部商品について品質の表示が義務づけられており、また、不当表示については不当景品類及び不当表示防止法により規制されているが、今後その適用範囲の拡大および規制の強化を行なうとともに、とくに品質表示の方法等については所要の対策を検討することが必要である。

なお、一般に小売販売価格の表示が必ずしも充分には行なわれていないので、その徹底を図るよう所要の措置を検討することも必要である。

(5) 消費者に対する実情の周知徹底  
消費者に正確な商品知識を普及させるために商品テスト機構の整備等消費者に対する事実の周知徹底について行政上の措置を強化すべきである。

## 広告委員会

厚生省が広告の自粛を業界に呼びかけて以来、吾々もこれに応えて十分に協力したせいか、最近は非常に問題が少なくなったように思います。併し、今後広告の具体面につき部庁との意志疎通をより以上はかるために、五月十九日次の方々をお招きして、いろいろ懇談いたしました。

東京都衛生局薬事衛生課長

花沢四郎氏

薬事衛生課監視係長

山田 実氏

監視係技師

角田和也氏

席上、吾々は厚生省の指示に従って自粛することにやぶさかではないが、中小企業を主とする吾が組合員の性格も充分理解して指導や取締りを行なつて貰いたいと要望しました。

八月十六日からアジア薬学大会が開かれますが、同大会主催の医薬品展示会への組合出品については広告委員会が一さいを担当することになり、松林副委員長が主となり企画を進行しております。

## 厚生委員会

当会も発足以来一年を過ぐる今日その目的とする全組合員相互親睦も漸くその緒につき、これより益々促進されようとしております事は皆様の当会に対する深い御理解御認識によるものと察せられ誠に嬉しく思う次第であります。

申す迄もなく当会の目的である親睦こそは、その回を重ねる毎の接触により益々懇親を深め相互理解は成立ち、人の和は募り、総ゆる物事の円満解決は成功するのであります。

当会はその意味で最も基礎的且重要ななる仕事でありまして、毎月の例会においても各委員ともその目的を達するための事業内容につき種々協議致しておる次第でありまして、組合員各位におかれても、その企画並に行事に対し極力御助言御協力下さるよう切望致す次第であります。

なおその後のTKGCゴルフ会の成績は左の通りです。

一、第六回 五月十二日

優勝 津村 幸男

一等 鳥飼善次郎

二等 内藤 修

三等 太田 昭

B B 山崎 栄二

一、第七回 七月二十一日

優勝 秋山 義郎

一等 堀 正己

二等 太田 昭

三等 堀 泰助

B B 石原 拓治

委員会対抗ゴルフ会 六月十一日

優勝 山崎 栄二(厚生)

一等 歌橋 一典(労務)

二等 中村 源三(財務)

B B 玉盛 照人

(町田 弘)

## 労務委員会

人件費決定に役立つ経営資料

―自社の資料を準備しよう―

労務に関しては賃金、賞与、福利厚生配分方法等物質面のみならず勤労意欲、社内訓練等精神面については多岐にわたる課題が研究され実行されているが、その内でも賃金賞与を含めた人件費問題を中心として毎年、定期的に企業としてその対応策に苦勞しているわけですが、経営の立場から人件費を決定するとき客観的な基準となる資料はないものかと私自身探がし求めていたが、これに役立つものが見付かったのでご紹介し、各社がそこに示されているデータに準じた自社の経営実数を整理し

それを比較検討することによって各社の実態に応じた長期的乃至期間経営計画を立て、その一環として人件費問題も解決してゆくならば物心両面にわたつて労使協調の実をあげる経営計画となし得るのではなからうかと考えるのである。

参考文献

(1) 関経協会報第(一九一・一九二合併号)

昭41・3・20「賃金決定のあり方と賃

金交渉に活用すべき経営資料」―

日本化薬勤労部長 今村久寿雄  
都労委使用者委員

(2) 日本銀行統計局(毎年三月・九月)発行

主要企業経営分析・中小企業経営分析

(3) 通産省企業局編大蔵省印刷局発行

「わが国企業の経営分析」

日本の一般的実情として個々の企業における話合いの場において経営者はその「企業の支払能力」を考えているがこの言葉はやや漫然とした概念があり、生産高、売上高、或いは資金繰り等にその時々々の重点をおいて判断することが無いとはいえない。その様な場合「支払能力」の判断もあいまいとなり正当さを欠くことになる。よくよく考えてみると、「支払能力」は前記資料でいう「付加価値」の定義に従つて考えることが最もよいと私は主張したのである。

「付加価値」を考へる場合、減価償却費を含めるもの(日銀の経営分析)と減価償却を除外した大蔵省法人企業統計によるものとあるが何れによるかは経営資料の使い方判断されればよい。

念のために定義を掲げておく。

付加価値 = 利潤 + 人件費 + 減価償却費

人件費・利潤の内容は前記資料の定めているところを参照していただきここでは数の関係から説明を省略するが、次の諸指標について自社の状況を決算期毎に作成し、その推移を前記諸資料の製造業、化学工業について時系列の数値と比較されるならば単に賃金、賞与の決定のみならず、企業の体質改善着手にすべき重点を発見されるであろうと考へ、敢えて筆をとった次第である。

「諸指標」と定義

- (1) 人件費分配率 = 人件費 ÷ 付加価値
- (2) 人件費水準 = 人件費 ÷ 労働者数
- (3) 付加価値生産性 = 付加価値 ÷ 労働者数
- = (有形固定資産 ÷ 労働者数) × (付加価値 ÷ 有形固定資産)
- = 労働装備率 × 設備投資効率
- (4) 設備投資効率 = (売上高 ÷ 有形固定資産) × (付加価値 ÷ 売上高)

⑤ 盆石の混濁の話題 × 女性の活躍 (歌橋 一典)

弘報委員会

毎月一回我が委員会は実にマジメに会合し、そして盆石の話から女性の話題までまさに玉石混濁の話題で賑わうのですが、一番問題になるのはかいていやく報の編集についてです。論説、随筆、座談会と、あらゆる文章を集めたいのですが、しかし何と

いっても、私はこの組合報の中心になるべきものは、各委員会の活動を組合員に報告し、その研究なり成果の発表によって組合の重要性をそれぞれが認識し合ひ、企業の発展に多少なりとも寄与するところにあると思つていきます。

ところがどうも他の委員各位のお気が薬業紙と余り違わぬ程度にお考へのように思われるのが残念です。お忙しい方々に無理な希望はいけません、一つチームワークの良さで随時報告者を代えるなりして、ぜひ報告は明瞭で、こくのあるものにして頂きたいと思ひます。組合費を一番よけい使ひ用委員会として、責任を痛感しておりますのでご協力とご叱正をお願いいたします

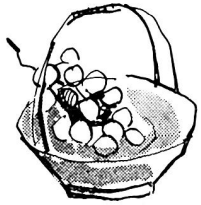
事務局メモ

三月十日久光製菓株式会社東京営業所が賛助会員として入会。

五月二十七日第一九回通常総会を開催、諸案件を可決。理事、監事、評議員の補欠選挙を行った結果理事に株式会社鈴木日本堂中尾義隆氏、監事に株式会社千葉三郎次商店千葉三郎次氏、評議員に啓芳堂製菓株式会社中島三郎氏、河合製菓株式会社河合友彦氏双葉製菓工業株式会社五味尚義氏、吉松商店吉松功雄氏、が夫々当選。

総務、広告、販売対策、薬事、労務、厚生、財務、弘報の八委員会は昭和四十一年度の予算及び委員会の構成並びに事業計画を昭和四十年より一層拡大整備し昨年度に倍加する事業活動を推進することになりましたので必ずや組合員各位に寄与することが多々あることと思考致します。

追補・第二号で印刷所のミスにより誤植しましたが、当組合事務局村川清氏が昭和四十年東京都中小企業団体中央会会長より組合功労者として表彰された。



後記

この号もまた遅れてしまったが、たいへんよい原稿がしかも沢山に集り、ちょっと嬉しい悲鳴というところ。回を重ねるごとに内容も充実、頁数もゆたかになつて行くのはわが組合の発展を見るように楽しいが、編集係は晩酌の内容と数をへらしてがんばらねばならぬ。(ゆ)

東京都家庭薬工業協同組合報  
かていやく 第三号  
昭和四十一年八月二十七日発行  
編集・印刷・発行  
東京都家庭薬工業協同組合  
東京都中央区新川一丁目八番地  
電話築地(五五二)四六一七

昭和41年度 委員会構成並びに事業計画

理事長 津村重舎・副理事長 藤井勝之助

堀内伊太郎

◎印理事 ○印監事

東京都家庭薬工業協同組合

委員会名	総務	財務	業務	販売対策	広報	厚生	労務	報弘
担当理事	◎藤井勝之助 (竜角散)							
委員長	◎坂本藤四郎 (東京不二)	◎藤井勝之助 (竜角散)	◎中尾義隆 (日本堂)	津村重舎 (津村重軒)	◎大田昭 (大田胃散)	◎山崎栄二 (金冠堂)	◎歌橋一典 (ニチバン)	◎堀内伊太郎 (堀内)
副委員長	◎堀 (救)	◎中村 (中村化政)	◎尾田雄 (東京不二)	本重 (養命酒)	◎大田昭 (大田胃散)	◎町田 (町田)	◎藤井康男 (竜角散)	◎湯 (イナヅカ)
常任委員	◎桶山興實 (石三山 登冠堂) 宮川修市 (甲子社)	◎山崎一 (大木製薬) 博 (帝國堂) 宅間精一郎 (未広堂)	◎増高 (津田) 雄 (津橋) 郎 (津末) 郎 (秋山) 郎 (秋山)	◎中尾 (日本堂) 隆 (尾田) 次 (尾田) 已 (尾田) 正 (尾田) 心 (尾田)	◎大田昭 (大田胃散) 佐藤 (エーザイ) 司 (大田胃散) 三 (大田胃散)	◎建林静枝 (林松鶴堂) 山本吉太郎 (山本君が代) 石原道品 (石原薬品)	◎友田真二 (友田製薬) 地葉一置 (友田製薬) 河合 (友田製薬) 河合 (友田製薬) 河合 (友田製薬) 河合 (友田製薬)	◎友田真二 (友田製薬) 玉置新治 (友田製薬) 千 (友田製薬) 千 (友田製薬)
事業内容	<p>(1)定款に關する事項の整備及び管理</p> <p>(2)総務・理事會に關する事項の資料収集等</p> <p>(3)因係官守・因係団体との連絡に關する事項</p> <p>(4)事務局の管理業務 (事務局長人事・業務指導)</p> <p>(5)組合員諮詢に關する事項 (入会、退会、休会、組合員名簿の作成)</p> <p>(6)各委員會活動との連絡に關する事項</p> <p>(7)叙勲・褒賞・表彰に關する事項</p> <p>(8)その他所管に屬さない事項</p>							